

「西宮甲東ジュニアラグビークラブ」会則

平成 12 年 5 月 7 日制定

平成 14 年 4 月 6 日改定

平成 15 年 4 月 6 日改定

平成 20 年 4 月 12 日改定

平成 21 年 4 月 5 日改定

平成 26 年 4 月 1 日改定

平成 28 年 2 月 14 日改定

平成 31 年 4 月 13 日改定

令和 5 年 4 月 16 日改定

令和 7 年 6 月 23 日改定

(名 称)

第 1 条 この会は、西宮甲東ジュニアラグビークラブ（以下「この会」）と称する。

(事務局)

第 2 条 この会の事務局は代表宅におく。但し、この会の会計の所在地は会計宅に置く。

(目 的)

第 3 条 この会は、楽しくラグビーをすることにより、それが子供の健全育成に少しでも役立つことを願って諸活動を行うことを目的とする。

(会 員)

第 4 条 小学校 6 年生までの男女を正会員とし、正会員の保護者を育成会員とする。但し、コーチとして登録した保護者はコーチ会員とし、原則育成会員とコーチ会員の重複は避けることとする。

(活 動)

第 5 条 第 3 条の目的を達成するため次の活動を行う。

- 1) 概ね週 1 回の練習。
- 2) 県大会をはじめ公式試合、その他の親善試合。
- 3) 年数回の行事。

(役 員)

第 6 条 この会の役員は会長、代表、副代表、GM、幹事長、副幹事長、会計各 1 名、主務 3 名とし、それぞれ次の職務を行う。また必要に応じ上記の各役職を補佐する役職等を若干名設置する場合がある。なお、役員については別表の通りとする。

- 1) 会長は会務をつかさどる代表の相談役を担う。
- 2) 代表はこの会を代表し会務をつかさどる。
- 3) 副代表は代表の補佐及び代行の会務をつかさどる。

- 4) GMはこの会の渉外業務全般をつかさどる。
- 5) 幹事長は育成会員の意見を取りまとめ育成会運営及びクラブ行事の会務をつかさどる。
- 6) 副幹事長は幹事長の補佐及び代行の会務をつかさどる。
- 7) 主務は幹事長と意見交換し承諾を得、主務の会務をつかさどる。
- 8) 会計はこの会の会計をつかさどる。

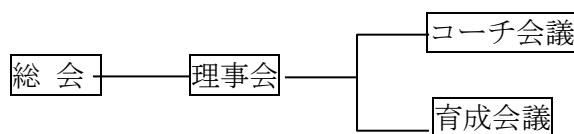
(役員を選出及び任期)

第7条 すべての役員は育成会員、コーチ会員の互選により候補を選出し、総会の承認を得て決定する。任期は1年とし再任を妨げない。

(会議)

第8条 この会の会議は総会・理事会・及びコーチ会議・育成会議とし、総会・理事会は会長が招集し、コーチ会議はチーフコーチ、育成会議は幹事長が招集する。すべての会議の決議は過半数を以って決する。

- 1) 総会は毎年一回、原則4月に開催する。理事会の決議により代表が必要と認めたときは、臨時に総会を開くことができる。
- 2) 総会の決議事項は、つぎの通りとする。
 - ① 毎事業年度の事業報告・事業計画
 - ② 毎事業年度の決算報告・監査報告・予算審議
 - ③ 役員の改選
 - ④ 会則の改廃
 - ⑤ その他理事会が必要と認めたもの
- 3) 総会の定足数は育成会員・コーチ会員の合計数の過半数を必要とする。なお委任状を以って出席とみなす。
- 4) 理事会、コーチ会議並びに育成会議は随時開催するものとし、定足数は定めない。
- 5) 理事会のメンバーは会長、代表、副代表、GM、幹事長、副幹事長、主務、会計、各学年チーフコーチ及び各学年幹事等とする。
- 6) コーチ会議のメンバーは役員及びコーチ会員とし、各学年にチーフコーチを置く。
- 7) 育成会議のメンバーは役員及び育成会員とし、各学年に幹事を置く。



(育成会)

第9条 西宮甲東ジュニアラグビークラブ育成会の運営規約を別途定める。

(OB会)

第10条 西宮甲東ジュニアラグビークラブOB会の運営規約を別途定める。

(準会員)

第11条 正会員を退会した者のうち、希望するものは準会員とし、次のとおりとする。

- 1) 準会員は退会の際に準会員登録の意思表示を行うか、理事会が認めた者とする。
- 2) 準会員に対しては本会に関する情報提供を適宜行うこととする。
- 3) 準会員は本会の行事への参加を認める。
- 4) 準会員から定期的な会費等の徴収は行わない。但し、本会の行事等に参加すること等に伴い、費用が発生する場合は実費の負担を行う。

(経費)

第12条 この会の経費は、次の収入を以てあてる。

- 1) 正会員の会費、年会費、月会費（別途、付則にて金額等を定める。）
- 2) 寄付金
- 3) その他

余剰金の分配は行わないものとし、本会が解散の際、残存する財産は特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、国・地方公共団体の公益的な団体に譲渡するものとする。

(事業年度)

第13条 この会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(その他)

第14条 その他の項目については以下のとおり定める。

- 1) 本会則は令和7年6月23日より実施する。
- 2) 本会の運営に関しては、安全を第一に行うこととする。なお、クラブの運営に関して発生した事故等に関して、当会並びに当会の関係者は一切の責任を負わない

付 則

平成 26 年 4 月 1 日制定

平成 28 年 2 月 14 日改定

平成 31 年 4 月 13 日改定

令和 5 年 4 月 16 日改定

令和 7 年 4 月 20 日改定

令和 7 年 6 月 23 日改定

年会費、月会費について

- 1) 年会費 正会員 1 名につき 2,000 円 ※入会費に代わるものとする。
- 2) 月会費 正会員 1 名につき 1,000 円
(納入は 1 期分を一括前納とする。中途入会者は月割計算とする)
- 3) コーチ会員の活動はすべてボランティアとし、年会費・月会費は徴収しない。
但し、スポーツ保険代の一部負担として 年 2,000 円徴収する。
- 4) 退会のときは、退会月翌月分から返金とする。但し、年会費は返金しない。
- 5) 中途入会の場合は、年会費は全額、月会費は入会翌月からの金額を納入する。
- 6) 休会のときは、休会月翌月から返金とする。但し、年会費は返金しない。同期復帰の場合は、復帰翌月から月会費を徴収し、年会費の再度徴収はしない。

※ コーチは全て無償のボランティアでお願いしております。

※ 会費の中からスポーツ安全保険に加入します。怪我等の治療費は自己負担ですが、治療日数 1 日以上の場合は保険の対象となります。